⑸　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、工事実績情報システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、長期入院、死亡、退職等極めて特別で、やむを得ないものとして承認された場合の外は、資料の差替えは認められない。
⑹　手続における交渉の有無　無。
⑺　契約書作成の要否　要。
⑻　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記３⑴に同じ。
⑽　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑴イに掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記３⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札のときにおいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑾　詳細は、入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of expenditure of the procuring entity : KAKIUCHI Tadashi, the obligated officer, Director-General of the Financial Bureau, General Secretariat, Supreme Court, 4―2 Hayabusa-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―8651, Japan
⑵　Classification of the procurement : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of a new courthouse for Tokushima District Court, Tokushima Family Court and Tokushima Summary Court
⑷　Term for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : From 9 a.m., June 13, 2013 to 5 p.m., July 5, 2013
⑸　Time-limit for the submission of bids by electronic bidding system : 10 a.m., November 1, 2013 (bids by mail must be received by 10 a.m., November 1, 2013)
⑹　Contact point for this notice : KUDO Susumu, Contract Section, Construction and Repairing Division, Financial Bureau, General Secretariat, Supreme Court, 4―2 Hayabusa-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―8651, Japan, TEL 03―3264―8111 (ext. 3513)

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年6月13日
支出負担行為担当官
　最高裁判所事務総局経理局長　垣内　　正
◎調達機関番号　003　◎所在地番号　13

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　徳島地家簡裁庁舎新営機械設備工事
⑶　工事場所　徳島県徳島市徳島町１－５
⑷　工事内容　本工事は、徳島地家簡裁庁舎新営機械設備工事である。
　建物用途　裁判所庁舎、構造・階数　地上６階、地下１階、鉄骨鉄筋コンクリート造、建築面積　約1,723㎡、延べ面積　約10,711㎡、敷地面積　約10,825㎡
⑸　工期　平成28年３月31日まで
⑹　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⑻　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、支出負担行為担当官の承諾を受けなければならない。

2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別な理由がある者に該当する。
⑵　裁判所の平成25・26年度における管工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがあった者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがあった者については、手続開始の決定後、最高裁判所が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　裁判所の平成25・26年度における管工事に係る一般競争参加資格の認定の際に算定した総合点数が1,100点以上であること（上記２⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に算定した管工事における総合点数が1,100点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、高松高等裁判所管内において最高裁判所から指名停止措置を受けていないこと。
⑹　平成10年度以降に次の要件を満たす新営の機械設備工事を元請けとして施工し、基礎工事から完成・引渡しまでを完了した実績を有すること（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第２項に規定する公共工事における工事成績の評定点（以下「工事成績評定点」という。）が65点未満のものを除く。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
ア　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設。
　なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。）の面積（これに付随する共有部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半数を占める施設を指す。
イ　構造・階数　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は軽量鉄骨造以外の鉄骨造　地上４階建、地下１階以上
ウ　建物規模　延べ面積7,000㎡以上
　なお、複合用途建築物の延べ面積は、当該用途に係る部分がその建物の過半を占めている場合には建物全体の面積を指すものとし、過半を占めていない場合には当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積を指すものとする（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。
エ　工事種目　管工事（空気調和設備又は衛生設備を含む。）
⑺　次の基準を満たす主任技術者又は管理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で配置できること。
ア　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の資格とは、技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術管理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」、「上下水道部門」又は「衛生工学部門」とする者に限る。）に合格した者）、技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）に定める技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門又は総合技術管理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」、「水道部門」又は「衛生工学部門」とする者に限る。）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣から一級管工事施工管理技士と同等の能力を有すると認定された者をいう。
イ　平成15年度以降に⑹の基準を満たす工事の経験を有する者であること。